

# 公益社団法人武生青年会議所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人武生青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青年としての英知と勇気と情熱をもって明るい豊かな社会を築き上げるべく、奉仕・修練・友情の信条のもと、資質の向上と啓発とともに国際的理解を深め世界の平和と繁栄に努め、越前市及びその近郊と国家の健全な発展に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業
  - (2) まちや地域を牽引する人材を育成する事業
  - (3) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業
  - (4) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 指導力向上事業
  - (2) 国際青年会議所及び日本青年会議所との連携に基づく事業
  - (3) 広報事業
  - (4) 会員の意識向上事業
  - (5) その他前各号に定める事業に関連する事業

3 第1項の事業については福井県において行うものとする。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度の終了まで正会員としての資格を有する。
  - (2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (入会)

第7条 この法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 このほか入会に関する事項は、総会において別に定める武生青年会議所会員資格規則による。

### (経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、その年度の会費を納入しておかななければならない。

- 2 退会は理事長が理事会に報告しなければならない。

### (除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款及び総会において別に定める武生青年会議所の各規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
- (5) 入会年度の例会及び総会の出席率が100分の70に満たない場合
- (6) 4か月連続例会及び総会に出席しなかった場合
- (7) 所定の期日より3か月以上会費を納入しなかった場合
- (8) 1年に例会及び総会の出席が3回未満の場合
- (9) その他、正会員として適当でないと認められる正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特別会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
- 4 除名が決議されたときは、その会員に対しその旨通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の承認によりその資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を3箇月以上納入しないとき。
- (2) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人又は被補助人になったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。(正会員に限る)
- (4) 当該会員が死亡及び失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費及びその他の拠出金品は、これは返還しない。
- 3 会員は退会もしくは除名させられた場合、この法人の資産に対してなんらの請求もなし得ない。

### 第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、法人法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事長候補者の選出
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

- (8) 第46条第1項に規定する事項の決定並びに変更
- (9) 第47条第2項に規定する事項の承認
- (10) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
  - ①武生青年会議所運営規則
  - ②武生青年会議所役員選任に関する規則
  - ③武生青年会議所会員資格規則
  - ④武生青年会議所庶務規則
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年2月に1回開催するほか、必要がある場合にいつでも開催することができる。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を示し、総会の召集を請求することができる。

3 第2項の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項を理事会において決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 理事長は、第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

5 総会を招集する場合には、第3項各号に掲げる事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

6 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長若しくは正会員の中から理事長が指名した者がこれに当たる。ただし、第 16 条第 2 項に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。ただし、第 20 条第 1 項後段の場合を除く。

(定足数)

第 19 条 総会は、委任状を含む総正会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定をするものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項後段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) この法人の解散

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから指名された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印しなければならない。

(書面による議決権の行使等)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第 19 条及び第 20 条第 1 項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(総会規則)

第 23 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める武生青年会議所運営規則による。

#### 第 4 章 役員等

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 30 名以内

(2) 監事 2 名以上 4 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する。

3 理事は、正会員の中から選任する。

4 副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼任することができない。

6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、総会において別に定める武生青年会議所役員選任規則による。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 1 2 月 3 1 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、就任した翌々年の定時総会に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任及び辞任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事を解任する場合は、第 20 条第 2 項に定める決議に基づいて行わなければならない。
- 3 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(直前理事長等)

第 31 条 この法人に、任意の機関として、1 名の直前理事長又は若干名の顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長等は、次の職務を行う。
  - (1) 理事長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 直前理事長等の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 直前理事長は、前事業年度の末日において理事長であった者がこれにあたる。
- 5 直前理事長等の任期及び辞任は第 28 条第 1 項、3 項及び第 29 条第 3 項の規定を準用する。
- 6 直前理事長等の報酬は、無償とする。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取り扱いについては第 41 条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第 33 条 この法人は、法人法第 111 条第 1 項の役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職。ただし、理事長選定において、理事会は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
  - (4) 細則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- 2 理事会は法人法第 90 条第 4 項に定める事項を理事に委任することはできない。

(招集)

第 36 条 理事会は、毎月 1 回以上、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を示し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 法人法第 101 条第 1 項及び第 2 項の規定により、監事は、理事長に対し、理事会の招集を請求

することができる。

- 5 第3項又は第4項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選定する場合に限り、理事の互選とする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、議決に加わることのできる理事の過半数をもって行う。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録が書面をもって作成されているとき、議長及び監事並びに議長の指名した議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については適用しない。

(理事会運営規則)

第 41 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、総会において別に定める武生青年会議所運営規則による。

## 第 6 章 例会及び委員会等

(例会)

第 42 条 この法人は、毎月 1 回以上の例会を開催する。但し総会を招集した月の例会はこれを省略することができる。

2 例会の運営に関して必要な事項は、総会において別に定める武生青年会議所運営規則による。

(委員会等)

第 43 条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。また、必要に応じて室及び会議体を置くことができる。

2 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名以上 2 名以内及び委員若干名で構成する。また、必要に応じて幹事 1 名を置くことができる。

3 室は、室長 1 名、1 又は複数の委員会をもって構成し、年度毎に編成する。

4 会議体の構成については、正会員の中から理事長が理事会の承認を得て編成する。

5 委員会に所属する委員は正会員の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。なお、第 2 項及び第 3 項の委員長及び室長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

6 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、室長、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。ただし、監事に関しては事業年度にして 2 年目以降はその限りではない。

7 委員会の職務及び運営に関して必要な事項は、総会において別に定める武生青年会議所運営規則による。

## 第 7 章 資産及び会計

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 監事は、第 1 項の書類を監査した報告書を定時総会の前日までに理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の監事の監査報告書を添えて第 1 項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

5 第 1 項の書類については毎事業年度経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

6 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

7 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すかこの法人の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 48 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 6 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(財産の管理及び運用)

第 49 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、総会において別に定める武生青年会議所庶務規則及び理事会において別に定める武生青年会議所備品管理細則による。

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第54条 この法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の経費の徴収)

第55条 この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の経費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合は、福井新聞に掲載する方法による。

(情報の公開)

第57条 この法人は、公正で聞かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積

極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は法令の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は法令の定めるところによる。

## 第 10 章 事務局

(設置)

第 59 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会において別に定める武生青年会議所庶務規則による。

附則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は宮本理とする。
- 3 法人法及び整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第 45 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。